デザイン活用型製品開発支援事業製品開発アドバイザー登録公募要領

一般財団法人さっぽろ産業振興財団（以下、｢財団｣という。）は、新製品開発や新事業展開を目指す市内中小企業に対して、「製品開発プロデューサー」及び経営戦略、デザイン、マーケティング等、各分野の専門家である「製品開発アドバイザー」により構成される支援チームを派遣し、製品開発のプロセスにおいて一貫した支援を行う「デザイン活用型製品開発支援事業」を実施しています。この事業の運営に当たり、中小企業支援に意欲があり、得意分野において豊富な知識や経験を有し、製品開発アドバイザーとして活動可能な専門家を公募いたします。

１　事業の目的

本事業は、新製品開発や新事業展開を目指す意欲のある市内中小企業に対して、「製品開発プロデューサー」及びマーケティング、セールス、ブランディング、デザイン、知的財産等の各分野の専門家である「製品開発アドバイザー」により構成される支援チームを派遣し、製品開発におけるプロセスの入口から出口まで一貫した支援を行うことで、市内製造業の競争力及び成長性を高め、札幌市経済の活性化に寄与することを目的としています。

２　製品開発アドバイザーの要件

　　中小企業者等の経営課題を解決するために必要な専門的、実践的な知識、技術、技能等を有し、次のいずれかに該当する者であること

(1) 中小企業診断士、税理士、公認会計士、その他公的資格を有する者（資格を証明する書類（写しで可）の提出が必要です。）

(2) 会社等の管理者又は技術者等として10年以上の実務経験を有する者

(3) 経営診断、販路開拓、商品開発等の中小企業者等支援に３年以上の経験を有する者、又は当該分野において相応の実績を有すると認められる者

(4) 技能等に関する指導・教育機関に所属し、指導、教育、研究に５年以上の経験を有する者

【次のいずれかに該当する方は応募できません】

(1) 被後見人及び被保佐人

(2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けるこ

とがなくなるまでの人

(3) 日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、

その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

３ 製品開発アドバイザーの業務内容

財団が指定する「製品開発プロデューサー」が作成する支援計画に基づき、製品開発プロデューサーと連携して、中小企業の下記に掲げる事業課題に対してアドバイス業務(相談・指導・助言)を行っていただきます。

(1) 経営戦略：新規事業の立ち上げ、経営戦略の構築等

(2) マーケティング・販売促進：市場調査、販路開拓、ブランディング等

(3) デザイン：プロダクトデザイン、グラフィックデザイン等

(4) 知的財産：知財管理、特許申請等

(5) その他：上記以外で、財団が必要と認めるもの

４ 稼働条件

稼働条件については、訪問依頼の際に明示させて頂きますが、概ね次のとおりです。

(1) 訪問期間:1年度につき、同一企業へ同一内容でのアドバイスは10 回を上限といたします。

(2) 稼働時間：原則として午前9 時から午後5 時の間で実働２時間以上といたします。

(3) 謝 　金：1時間あたり10,800円（所得税、交通費その他経費等を含む）

(4) 訪問場所：札幌市内の中小企業者

(5) 加入保険：なし

５ 製品開発アドバイザーの手続きの流れ

＜登録等の流れ＞

(1) 別紙「様式1：デザイン活用型製品開発支援事業専門家等登録申込書」「様式2：

デザイン活用型製品開発支援事業専門家等登録・個人情報公開に関する同意書」とその他必要書類を添えてお申し込みください。

(2) ご提出いただいた登録申請書を財団で総合的に審査し、登録の適否を判断いたします。なお、ご提出いただいた書類は返却いたしませんので、ご了承ください。

(3) 登録の適否の結果は、書面にて通知いたします。

(4) デザイン活用型製品開発支援事業専門家登録者データベースに情報が登録され、財団ホームページ上で中小企業に公開されます。

＜企業支援の流れ＞

(1) 本事業の支援対象企業の相談内容に応じて、財団及び製品開発プロデューサーが派遣する製品開発アドバイザーを指定します。

(2) 指定された製品開発アドバイザーに財団から依頼内容を送付いたします。その相談内容に応ずることができる場合、受諾の文書を送付していただきます。

(3) 企業から指定のあった日時に製品開発プロデューサーと共に訪問し、製品開発アドバイザーとしての業務を行っていただきます。

(4) 業務終了後に業務日報を提出していただきます。財団で内容を確認後、指定の金融機関口座に謝金を振り込みます。振込額は、源泉徴収後の金額となります。

６ 登録期間等

　 本事業の製品開発アドバイザーとしての登録期間は、登録日の属する日の年度末までとしますが、登録の継続について意向確認を行った上で、一年ずつ更新します。但し、本事業の開始から一定期間経過後、中小企業者等からの評価を踏まえ、更新の可否を判断するなど、登録の見直しを行う場合があります。

７ 応募の受付

(1) 応募される方は、「様式1：デザイン活用型製品開発支援事業専門家等登録申込書」「様式2：デザイン活用型製品開発支援事業専門家等登録・個人情報公開に関する同意書」とその他必要書類を添えてお申し込みください。

※郵送の場合は必ず封筒の表面に「登録申込書在中」と朱書きで明記してください。

※履歴書は写真を貼った市販のもので結構です。

(2) 応募につきましては平成27 年7 月24 日（必着）まで受付けいたします。

また、状況に応じて追加公募を行う場合もありますが、その際は財団ＨＰで告知いたします。

(3) 様式は財団ホームページでのダウンロードが可能です。また、財団　産業企画推進部でも配布しています。

※お問い合わせの受付けは、毎週月曜日から金曜日までの午前9 時から午後5 時ま

で行っております。

８　注意事項

(1) 当事業は、中小企業者等からの要請に基づいて製品開発プロデューサー及び製品開発アドバイザーの派遣を実施します。製品開発アドバイザー登録が完了しても、必ずしも中小企業者等への派遣依頼を確約するものではありませんのでご了承ください。

(2) 派遣実施中の事故等に対する補償はありませんので、事故等の防止について十分ご注意ください。

(3) 本事業によって得られた全ての成果は、原則として派遣を受けた対象企業に帰属します。

(4) 当財団は、支援により高い効果が出た案件について、派遣を受けた対象企業の了解を得て、インターネット等を活用し幅広く情報提供することがありますので、ご了承ください。

(5) 当財団は、製品開発アドバイザーと派遣を決定した対象企業との間で秘密保持契約の締結等の措置を指導しますので、対象企業から契約締結を求められた場合は、速やかに対応ください。

(6) 次の条件に該当する製品開発アドバイザーを派遣することができません。

①その製品開発アドバイザーが対象企業の役員の４親等以内の親族である場合

②その製品開発アドバイザーが対象企業の発行済株式の総数、出資口数の総数もしくは出資価額の総額の５０％以上に相当する数もしくは額の株式もしくは出資を所有する者または所有する企業に在籍する者である場合

③その製品開発アドバイザーが、その発行済株式の総数もしくは出資口数の総数の５０％以上に相当する株式を対象企業が所有もしくは出資をしている企業または出資価額の総額の５０％以上に相当する額の出資を対象企業が行っている企業に在籍する者または所有する者である場合

なお、派遣決定後でも上記①から③に該当することが判明した場合は、派遣決定を取り消します。

９　禁止事項

以下の項目に抵触、もしくは財団の信用を失墜させる行為が認められる場合は、登録を取り消します。

(1) 支援の過程で知り得た秘密を外部に漏らすこと、または自己の利益とすること

(2) 財団ならびに派遣企業に虚偽の報告を行うこと

(3) 本事業によりアドバイスを行った内容に対して、当財団以外から報酬を受けとるこ

　と

(4) 本事業の目的もしくは内容を逸脱した行為を行うこと

(5) 本要領や事業実施に当たっての注意事項、誓約書、その他法令に違反すること

【申し込み・問い合わせ先】

一般財団法人さっぽろ産業振興財団産業企画推進部

〒003-0005札幌市白石区東札幌5条1丁目1番1号札幌市産業振興センター

電話011-820-2062 ＦＡＸ 011-815-9321

ホームページhttp://www.sec.or.jp/other/782.html